



県章

山形県公報

令和8年7月7日(火)

号外(30)

目次

条 例

○山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) … 5
○山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) … 同
○山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例……………	(財 政 課) … 6
○山形県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 政 課) … 同
○山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) … 13
○山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………	(D X 推進課) … 14
○山形県防災基本条例の一部を改正する条例……………	(防災危機管理課) … 同
○山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(こども子育て政策課) … 同
○庄内海岸林応援基金条例……………	(森林ノミクス推進課) … 15
○山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………	(教 育 局) … 同
○山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(企 業 局) … 同
○山形県病院事業局の設置等に関する条例等の一部を改正する条例……………	(病院事業局) … 16

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第24号) (人事課)
- 1 災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。(第13条第2項関係)
 - 2 警察職員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の額を引き上げることとした。(第14条第2項の表第14号関係)
 - 3 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当の額を引き上げることとした。(第15条第2項第4号関係)
 - 4 この条例は、公布の日から施行し、1から3までにに関する改正規定による改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第25号) (人事課)
- 1 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。
- ◇ 山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

（県条例第26号） （財政課）

- 1 基金の設置期間を令和14年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 令和8年度に限り、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金の一部に相当する額を返還するための経費に充てる場合に基金を処分することができることとした。（改正後の附則第3項関係）

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 （県条例第27号） （税政課）

1 県民税

- (1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - イ 特例控除額の控除限度額を、所得割額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額とすることとした。（第34条の3第2項及び附則第5条の5関係）
 - ロ 特例控除額及び申告特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率の適用を令和30年度まで延長するとともに、令和31年度以後の限界税率を定めることとした。（附則第5条の6及び附則第7条の3関係）
- (2) 公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出することとした。（第38条の4第1項関係）
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分の個人の県民税及び居住年が令和12年であるものまで延長することとした。（附則第5条の4第1項関係）
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和12年度まで延長することとした。（附則第6条第1項関係）
- (5) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとした。
 - イ 上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとした。（改正後の附則第8条の2の2及び附則第12条の7の2関係）
 - ロ 各年度分の個人の県民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（改正後の附則第12条の7第3項及び第4項関係）
- (6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、以下の措置を講ずることとした。
 - イ 適用期限を令和8年度から令和11年度まで延長することとした。（附則第10条の2第1項及び第2項関係）
 - ロ 租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にある場合には、本特例措置の適用ができないこととした。（改正後の附則第10条の2第4項関係）
- (7) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の2の税率により申告を通じて所得割を課することとした。（改正後の附則第12条の7の5関係）
- (8) 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとした。（改正後の附則第12条の7の6関係）
- (9) 法人税割の税率の特例措置の適用期限を令和14年1月31日まで延長することとした。（附則第13条関係）

2 地方消費税

事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けた第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととした。（改正後の第67条の3の4関係）

- (1) 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。）
- (2) 事業者が行う特定少額資産の譲渡

3 不動産取得税

- (1) 特例適用住宅の新築及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、特定区域内住宅及びその土地を適用対象から除外することとした。（第70条の2第1項及び第77条第1項関係）
- (2) 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、特定区域内住宅を適用対象から除外することとした。（附則第13条の9第1項関係）

4 この条例は、令和9年1月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 1の(4)、(6)のイ及び(9)の改正 公布の日
- (2) 1の(1)のロ及び(6)のロの改正 令和10年1月1日
- (3) 2の改正 令和10年4月1日
- (4) 3の改正 令和11年4月1日
- (5) 1の(7)及び(8)の改正 規則で定める日

◇ 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第28号）（税政課）

- 1 地方活力向上地域内における事業税及び不動産取得税の課税免除の適用対象となる事業者が、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けるべき期限を、令和10年3月31日まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 地方活力向上地域内における不動産取得税の不均一課税の適用対象となる事業者が、特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期限を、令和10年3月31日まで延長することとした。（第2条の2関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行し、1及び2に関する改正規定による改正後の山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（DX推進課）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

◇ 山形県防災基本条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（防災危機管理課）

災害対策基本法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。

◇ 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（こども子育て政策課）

幼保連携型認定こども園の学級に置かなければならない職員について、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭とすることとした。

◇ 庄内海岸林応援基金条例（県条例第32号）（森林ノミクス推進課）

- 1 鶴岡市、酒田市及び飽海郡遊佐町の海岸に飛砂又は風害の防備等の目的で設けられた樹林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の当該樹林の保全及び再生に関する施策を実施するため、庄内海岸林応援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）
 - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
 - 5 基金は、1に掲げる施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- ◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（教育局）
- 1 山形県立すばる中学校を新設することとした。
 - 2 この条例は、令和9年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（企業局）
- 1 庄内広域水道の給水対象を変更することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県公営企業の設置等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。
- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第35号）（病院事業局）
- 1 地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「水産研究所、内水面水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

第11条第1項中「水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

第13条第2項各号列記以外の部分中「1,080円」を「1,440円」に改め、同項第1号の表中

710円	を	950円	に改め、同項第2号中「1,080
1,080円		1,440円	

円」を「1,440円」に改め、同項第3号中「710円」を「950円」に改め、同項第4号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第14条第2項の表第14号中「840円」を「1,120円」に、「1,260円」を「1,680円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

第15条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第2項、第14条第2項の表第14号及び第15条第2項第4号の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

山形県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応地方創生臨時基金条例（令和3年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項中「令和13年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（処分の特例）

3 令和8年度に限り、第6条の規定にかかわらず、基金は、基金に積み立てるため国から交付を受けた資金（その運用から生じた収益を含む。）の一部に相当する額を国に返還するための経費に充てる場合に、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「、次項及び第67条の3の3」を「及び次項」に改める。

第34条の3第2項中「（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第38条の4第1項を次のように改める。

法第45条の3の3第1項各号に掲げる者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則第2条の3の5第1項に規定するところにより、法第45条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第38条の4第2項中「法第45条の3の3第1項に規定する」を削り、「に前項」を「に同項」に改める。

第67条の3の3を次のように改める。

（第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の

適用)

第67条の3の3 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第一種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第一種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第67条の3の3の次に次の1条を加える。

（第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

第70条の2第1項中「をした」を「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号イからホまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号イ若しくはロに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。第77条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）をした」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の二親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

イ 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で施行規則第7条の6第1項に規定するもの

ロ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

ホ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

(2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がイに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

ロ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で施行規則第7条の6第3項に規定するもの

第70条の2第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第77条第1項中「住宅（）」を「住宅（特定区域内住宅を除くものとし、）」に改める。

第82条の2第1項第3号中「（昭和33年法律第30号）」を削る。

附則第3条の3第1項中「附則第12条の7の2第1項」を「附則第12条の7の3第1項」に、「附則第12条の8、附則第12条の9」を「附則第12条の7の5から附則第12条の9まで」に改める。

附則第5条の4第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「平成21年から令和7年まで」を「平成21年から令和12年まで」に改め、同項第1号中「第5項まで若しくは第10項から第21項ま

で」を「第18項まで」に改め、「（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改める。

附則第5条の5各号列記以外の部分中「又は附則第12条の8第1項」を「、附則第12条の7の5第1項又は附則第12条の8第1項」に改め、「（当該金額が当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第5条の5第5号中「又は」を「、附則第12条の7の5第1項又は」に改める。

附則第5条の6中「令和20年度」を「令和30年度」に、「第34条の3第2項第1号の表」を「同項第1号の表」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第34条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、同項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第6条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第5条の4の2第1項」を削る。

附則第7条の3中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第8条の2の2第1項中「附則第12条の7の2及び附則第12条の7の3第1項」を「附則第12条の7の3及び附則第12条の7の4第1項」に、「附則第12条の7の2第3項及び附則第12条の7の3第1項」を「附則第12条の7の3第3項及び附則第12条の7の4第1項」に改め、同条を附則第8条の2の3とし、附則第8条の2の次に次の1条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第8条の2の2 租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する個人の同法第37条の14第4項第1号に規定する基準年（附則第12条の7第3項及び附則第12条の7の2第1項において「基準年」という。）の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同法第37条の14第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第12条の7及び附則第12条の7の2第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（同法第9条の8第1項第3号に掲げる同項に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。）について同法第9条の8第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該非課税口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第6号及び第48条の

15第1項の規定の適用については、第9条第2項第1号中「受けるべき日現在」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日現在」と、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

附則第10条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項、次項及び第8項」を「第5項、次項及び第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第12条の3第2項及び附則第12条の4第2項中「附則第12条の7の2」を「附則第12条の7の3」に改める。

附則第12条の7第1項中「同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）」を「非課税口座」に改め、同条第2項中「。以下この項」を「。以下この条」に、「金額（以下この項）」を「金額（以下この条）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の2第3項に規定するところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該県民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13第31項に規定する事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移

管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第12条の7の3を附則第12条の7の4とする。

附則第12条の7の2第3項第2号中「（昭和32年政令第43号）」を削り、同条を附則第12条の7の3とし、附則第12条の7の次に次の1条を加える。

（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の2 非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14第8項の規定の適用があつたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第48条の19に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第7号、第48条の22第1項及び第2項並びに第48条の23の規定の適用については、第9条第2項第1号中「第29条第1項第7号の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この号及び第48条の22第1項において「非課税口座」という。）及び同法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由が生じたことによる当該非課税口座の廃止（第29条第1項第7号並びに第48条の22第1項及び第2項において「非課税口座の廃止」という。）の日」と、第29条第1項第7号中「法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この節において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、第48条の22第1項中「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「非課税口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該非課税口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第1項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「非課税口座の廃止の際」と、第48条の23中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

附則第12条の7の4の次に次の2条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の5 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条及び第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4第1項に規定

するところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第33条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2、附則第4条第3項及び附則第4条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額及び附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。
- (3) 第33条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 第34条の2から第35条の2までの規定の適用については、第34条の2、第34条の3第1項前段、第35条及び第35条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
- (5) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。
- (6) 附則第5条第1項、附則第5条の4第1項及び附則第5条の5の規定の適用については、附則第5条第1項及び附則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第12条の7の5第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の7の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第12条の7の6 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の3の7第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6の5第1項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の2第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6の5第2項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6の5第3項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第38条の2の規定の適用については、同条第2項中「確定申告書を」とあるのは、「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）を」とする。

附則第12条の9第1項中「による申告書」を「による申告書（法附則第35条の4の2第4項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

附則第13条中「令和9年1月31日」を「令和14年1月31日」に改める。

附則第13条の9第1項中「住宅の新築を」を「住宅（第70条の2第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を」に改める。

附則第22条第1項の表中「第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は第41条の2」を「第18項まで又は第41条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第6条の改正規定、附則第10条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分に限る。）並びに附則第12条の9第1項及び第13条の改正規定 公布の日

（2）附則第5条の6及び第7条の3の改正規定並びに附則第10条の2の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和10年1月1日

（3）第9条第2項第3号及び第67条の3の3の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第7項の規定 令和10年4月1日

（4）第70条の2及び第77条の改正規定並びに附則第13条の9第1項の改正規定並びに附則第8項の規定 令和11年4月1日

（5）附則第3条の3第1項の改正規定（「附則第12条の7の2第1項」を「附則第12条の7の3第1項」に改める部分を除く。）、附則第5条の5の改正規定（「又は附則第12条の8第1項」を「、附則第12条の7の5第1項又は附則第12条の8第1項」に改める部分及び同条第5号に係る部分に限る。）及び附則第12条の7の4の次に2条を加える改正規定並びに附則第6項の規定 規則で定める日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例（附則第5条の5の改正規定（「又は附則第12条の8第1項」を「、附則第12条の7の5第1項又は附則第12条の8第1項」に改める部分及び同条第5号に係る部分に限る。）を除く。）による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）第34条の3第2項及び附則第5条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第38条の4第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金

等」という。)について提出する新条例第38条の4第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第38条の4第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第5条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の山形県県税条例附則第5条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第12条の7の5及び第12条の7の6の規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
（地方消費税に関する経過措置）
- 7 新条例第67条の3の4の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 新条例第70条の2第1項、第77条第1項及び附則第13条の9第1項の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「に係るもの」を「（特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産

を除く。）に係るもの」に改め、同条第2号中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

第2条の2中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第2条の2の規定は、令和8年4月1日から適用する。

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7項中「高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高等学校等に在学する生徒等の就学に要する経費を負担すべき者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県防災基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県防災基本条例の一部を改正する条例

山形県防災基本条例（平成29年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「津波」を「津波、地盤の液状化」に改め、同条第5号中「第8条第2項第15号」を「第8条第2項第17号」に改める。

第9条第1項中「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「指導保育教諭」を「指導保育教諭、主務保育教諭」に改める。

第9条の表第3条の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県庄内海岸林応援基金条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

庄内海岸林応援基金条例

（設置）

第1条 鶴岡市、酒田市及び飽海郡遊佐町の海岸に飛砂又は風害の防備等の目的で設けられた樹林の保全及び再生に係る活動への支援、その活動を支える気運の醸成その他の当該樹林の保全及び再生に関する施策を実施するため、庄内海岸林応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中

山形県立致道館中学校

鶴岡市

を

山形県立致道館中学校

鶴岡市

山形県立すばる中学校

山形市

に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号**山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項の表庄内広域水道の項中

「鶴岡市、酒田市及び東田川郡庄内町

を

「庄内広域水道企業団

」に改める。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。
- 2 改正後の第2条第6項の表庄内広域水道の項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号**山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例**

（山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 山形県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年3月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。